

○照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成二十二年三月十九日)

(経済産業省告示第五十四号)

改正	平成二五年一二月二七日	経済産業省告示第二六九号
同	二八年 三月二八日	同 第 六一号
同	二九年 三月二八日	同 第 五四号
同	三一年 四月一二日	同 第一〇六号
令和	元年 七月 一日	同 第 四六号
同	五年 三月二八日	同 第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十一年通商産業省告示第百九十一号（蛍光灯のみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・平31経産告106・改称)

1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第3号に掲げる照明器具（以下「照明器具」という。）のうち蛍光灯器具の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年4月1日に始まり令和2年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する蛍光灯器具のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第1表

区 分	基準エネルギー消費効率
-----	-------------

使用する用途	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさの区分	区分名	
施設用	直管形のものの又はコンパクト形のもののうち2本管形のものの	蛍光灯の大きさの区分が86以上の蛍光灯を使用するもの	I	100.8
	コンパクト形のもののうち2本管形以外のものの	区分名がI以外のもの	II	100.5
			III	61.6
家庭用	環形のものの又は直管形のものの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70以上のもの (蛍光灯の大きさの区分が20の直管形蛍光灯を使用するものを除く。)	IV	91.6
		区分名がIV以外のもの	V	78.1
卓上スタンド用	直管形のものの又はコンパクト形のものの		VI	70.8

備考 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあっては日本産業規格（以下「JIS」という。）C7617—2(2009)の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはJIS C7617—2(2009)の2. 3. 1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあってはJIS C7618—2(2009)の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあってはJIS C7618—2(2009)の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

(2) 照明器具の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する照明器具の固有エネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準固有エネルギー消費効率を下回らないようにす

ること。

第2表

区分		基準固有エネルギー消費効率
区分名	光源色	
1	昼光色・昼白色・白色	100.0
2	温白色・電球色	50.0

2 表示事項等

2—1 表示事項

照明器具のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 光源の型式（エル・イー・ディー・電灯器具を除く。）

ハ 照明器具全光束（エル・イー・ディー・電灯器具にあつては定格光束をいう。以下同じ。）

ニ 消費電力（エル・イー・ディー・電灯器具にあつては定格消費電力をいう。以下同じ。）

ホ 固有エネルギー消費効率

ヘ 光源色

ト 調色機能を有するものにあつてはその旨

チ 製造事業者等の氏名又は名称

2—2 遵守事項

(1) 2—1のハに掲げる照明器具全光束は、3—1に規定する方法により測定した全光束の数値に3—3に規定する方法により測定した器具効率を乗じた数値（エル・イー・ディー・電灯器具にあつては3—1に規定する方法により測定した定格光束の数値）をルーメン単位で表示すること。なお、調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力における照明器具全光束を表示すること。

- (2) 2—1のニに掲げる消費電力は、3—2に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。なお、調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力を表示すること。
- (3) 2—1のホに掲げる固有エネルギー消費効率、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をルーメン毎ワット単位で小数点以下1桁（小数点第2位以下は切り捨てるものとする。）まで表示すること。
- (4) 2—1のヘに掲げる光源色は、JIS Z9112(2012)に規定する区分を表示すること。
- (5) 調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されるものについては、特定される光源色を表示すること。なお、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力における光源色を表示すること。
- (6) 調色機能を有するもので、調色によって照明器具全光束、消費電力、固有エネルギー消費効率のいずれかが変わる場合は、その旨を付記すること。
- (7) 2—1に掲げる表示事項の表示は、包装容器、カタログ（電子媒体を含む。）又は機器を販売しようとする場合に製造事業者等により提示される資料に記載して行うこと。

3 エネルギー消費効率の測定方法

蛍光灯器具のエネルギー消費効率は、3—1に規定する方法に従い測定した蛍光ランプの全光束をルーメンで表した数値を、3—2に規定する方法に従い測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

照明器具の固有エネルギー消費効率は、蛍光灯器具にあつては、3—1に規定する方法に従い算定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、3—2に規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値に、3—3に規定する方法により測定した器具効率の数値を乗じて得られる数値とする。また、エル・イー・ディー・電灯器具にあつては、3—1に規定する方法に従い測定した定格光束をルーメンで表した数値を、3—2に規定する方法により測定した定格消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

3—1 全光束及び定格光束の測定方法

- (1) 蛍光ランプの全光束は、直管形蛍光ランプにあつてはJIS C7617—2(2009)の付属書Bに、コンパクト形蛍光ランプ又は環形蛍光ランプにあつてはJIS C7618—2(2009)の付属書Bに規定する方法により測定した蛍光ランプ単体の全光束値に、次に規定する方法により算定した安定

器出力係数及び温度補正係数を乗じて得られる数値とする。

① 安定器出力係数の算定

安定器出力係数は、JIS C8020(2013)に規定する供試安定器の光出力係数の数値とする。

② 温度補正係数の算定

温度補正係数は、JIS C8020(2013)の付属書2に規定する数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯（二重環形のものを除く。）又は同規格に規定のない蛍光灯にあっては別表に掲げる数値とする。なお、別表において、管壁温度とは、次に規定する方法により測定したランプの管壁温度とする。

ア 蛍光灯器具の周囲温度は、 $25 \pm 2^{\circ}\text{C}$ とする。

イ 蛍光灯器具の取付状態は、家庭用にあつてはJIS C8115(2014)に、施設用にあつてはJIS C8106(2015)に規定された取付状態とする。

ウ ランプの管壁温度の測定は、蛍光灯器具に、JIS C8118(2008)の付属書Dの試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を入力して点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定するものとする。

(2) エル・イー・ディー・電灯器具の定格光束は、JIS C8105—3(2011)の付属書Bに規定する測定条件の下で、JIS C8105—5(2014)に規定する方法により測定した数値とする。

3—2 消費電力及び定格消費電力の測定方法

(1) 蛍光灯器具の消費電力は、JIS C8105—3(2011)に規定する方法により測定した数値とする。

(2) エル・イー・ディー・電灯器具の定格消費電力は、JIS C8105—3(2011)に規定する方法により得られる数値とする。

3—3 器具効率の測定方法

器具効率は、JIS C8030(2014)の規定に基づき、照明器具光束を光源光束で除した数値とする。

(平25経産告269・平28経産告61・平29経産告54・平31経産告106・令元経産告46・令5経産告23・一部改正)

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 この告示の2の規定により行ふべき表示事項等は、平成23年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のⅠの１の（１）の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。））、Ⅰの１の（２）の④のオ、同（３）の④のイ、同（４）の④のイ、同（６）の③及び同（７）の④のウの改正規定並びにⅠの２の（２）の（２―２）の④のウ、同（５）の（５―２）の④のイ及び同（６）の（６―２）の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）、第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の１の１―１の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

改正文 （平成二八年三月二八日経済産業省告示第六一号） 抄

平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三一年四月一二日経済産業省告示第一〇六号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、第一条の２の改正規定（エル・イー・ディー・電灯器具に限る。）及び第二条の２の改正規定（エル・イー・ディー・ランプ（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百四十四号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（次項において「旧令」という。）第十八条第二十八号に掲げるエル・イー・ディー・ランプに該当するものを除く。）及び白熱電球に限る。）は、平成三十二年四月一日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この告示の施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造又は輸入される照明器具（エル・イー・ディー・電灯器具を除く。）及び電球（エル・イー・ディー・ランプ（旧令第十八条第二十八号に掲げるエル・イー・ディー・ランプに該当するものを除く。）及び白熱電球を除く。）の表示（この告示の改正に係る部分に限る。）については、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示による改正後の照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び電球のエネルギ

一消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等は、平成三十一年四月十五日以降に製造又は輸入される照明器具及び電球について適用し、平成三十一年四月十四日以前に製造又は輸入された蛍光ランプのみを主光源とする照明器具及びエル・イー・ディー・ランプについては、なお従前の例による。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

別表

管壁温度（単位：℃）	温 度 補 正 係 数								
	直管形のもの	二重螺旋形のもの	平面二重螺旋形のもの	角形のもの	二重角形のもの	環形高周波点灯専用形のものであって角形、二重角形及び平面二重螺旋形以外のもの（定格ランプ電力が13及び41ワットのものを除く。）		環形高周波点灯専用形のものであって角形、二重角形及び平面二重螺旋形以外のもの（定格ランプ電力が13ワットのみに限る。）	環形高周波点灯専用形のものであって角形、二重角形及び平面二重螺旋形以外のもの（定格ランプ電力が41ワットのみに限る。）
						定格点灯時	高出力点灯時		
35					90.9				
36					92.4				

37					93.9				
38				79.0	95.3				
39				82.0	96.6				100.0
40				85.0	97.9			100.0	101.6
41				87.0	99.0			100.0	102.4
42				89.0	100.0			100.0	103.7
43				92.0	101.1	99.7		100.0	104.6
44				94.0	102.0	100.7	100.0	100.0	105.4
45				95.0	102.9	103.2	100.5	99.8	105.9
45.5		100.0		—	—	—	—	—	—
46	100.0	100.6		97.0	103.7	103.6	100.8	99.4	106.3
47	100.5	101.6	100.0	99.0	104.1	104.1	101.1	98.9	107.0
48	101.3	102.5	101.8	100.0	105.0	104.5	101.3	98.3	107.1
49	101.8	103.1	102.9	100.9	105.5	105.1	101.4	97.7	107.2
50	102.0	103.6	103.9	102.0	105.9	105.7	101.4	97.0	107.3
51	102.1	103.9	104.8	103.0	106.3	106.1	101.3	96.2	107.2
52	101.9	104.1	105.4	103.9	106.6	106.5	101.1	95.4	106.8
53	101.6	104.0	105.8	105.0	106.8	106.7	100.9	94.5	106.3
54	101.1	103.9	106.1	105.0	106.9	106.8	100.6	93.6	105.9
55	100.5	103.6	106.1	106.0	107.0	106.8	100.2	92.6	105.0
56	100.0	103.2	106.0	106.0	107.0	106.7	99.8	91.7	104.6

57	99.2	102.7	105.7	106.0	106.9	106.5	99.3	90.7	103.6
58	97.8	102.1	105.2	106.0	106.7	106.3	98.7	89.6	103.0
59	96.5	101.3	104.5	106.0	106.4	105.9	98.1	88.6	102.1
60	95.3	100.5	103.6	105.0	106.1	105.4	97.5	87.5	101.3
61	94.1	99.7	102.3	105.0	105.6	104.9	96.8	86.4	100.5
62	92.9	98.7	101.3	103.9	105.1	104.2	96.1	85.4	99.6
63	91.7	97.7	100.2	103.9	104.6	103.4	95.3	84.3	98.6
64	90.6	96.6	99.2	103.0	103.9	102.8	94.5	83.2	97.8
65	89.5	95.5	98.2	102.0	103.2	101.9	93.7	82.1	96.4
66	88.5	94.3	97.2	100.0	102.3	101.0	92.8	81.0	95.6
67	87.4	93.2	96.3	99.0	101.4	100.2	91.9	80.0	94.8
68	86.3	92.0	95.3	97.0	100.5	99.3	91.0	78.9	93.9
69	85.3	90.8	94.3	96.0	99.4	98.3	90.1	77.8	93.0
70	84.3	89.6	93.4	94.0	98.3	97.3	89.1	76.7	92.2
71	83.2	88.4	92.5	92.0	97.8	96.2	88.2	75.7	91.0
72	82.2	87.3	91.5	90.0	95.7	95.2	87.2	74.6	90.1
73	81.2	86.2	90.6	88.0	94.4	94.2	86.2	73.5	89.4
74	80.1	85.1	89.7			93.2	85.3	72.5	88.4
75	79.1	84.1	88.8			92.2	84.3	71.4	87.6
76	78.0	83.1	87.9			91.2	83.3	70.3	87.0
77	76.9	82.2	87.0			90.2	82.4	69.2	

78	75.8	81.3	86.2			89.3	81.4	68.1	
79	74.6	80.6	85.3			88.3	80.5	67.0	
80	73.4	79.9	84.5				79.6	65.9	
81	72.2	79.4	83.6				78.7	64.7	
82	71.0	79.0	82.8				77.8	63.5	
83	69.7						76.9	62.3	
84	68.3							61.0	
85	66.9							59.7	
86	65.5							58.3	
87	64.0							56.8	